

2021 年 4 月 1 日

紹介手数料及び返戻金制度について

紹介手数料及び返戻金制度について、契約書中の下記の該当部分の抜粋をご参照ください。なお適時ご相談に対応致します。

第 3 条（紹介手数料）

本件業務により、人材を採用し入職に至った場合、人材紹介の対価として紹介手数料を算定する。

2. 紹介手数料については、年給与の 20%を手数料の基本とする。

第 5 条（紹介手数料の返還）

本件業務により採用された常勤勤務者が、入職後 3 ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、乙は紹介手数料の全額を甲に返還するものとする。ただし、甲の都合により退職または解雇された場合、ならびに第 6 条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業の場合は前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

〒302 - 0102 茨城県守谷市松前台 3 - 4 - 12

ゴーテック

代表 後藤 新一